

令和3年度

国営施設応急対策事業

鎌川地区施設整備計画検討その他業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項目	内	容														
第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条 (目的) 第1-2条 (場所) 第1-3条 (土地への立入り等) 第1-4条 (一般事項) 第1-5条 (管理技術者) 第1-6条 (照査技術者) 第1-7条	<p>国営施設応急対策事業 鎌川地区施設整備計画検討その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、国営施設応急対策事業により過年度に作成した施設整備計画、受益面積、総費用総便益比算定資料、水収支の試算等について、現況を踏まえて精査・取りまとめを行うものである。</p> <p>この業務において対象となる位置は、群馬県富岡市他2市2町で、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。 <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は以下のとおりである。</p>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－	
資格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画														
	農業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画														
博士	農学															
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－														

項目	内容																		
	資格	技術部門	選択科目																
	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画																
		農業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画																
	博士	農学	－																
	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－																
(担当技術者) 第1-8条	<p>(2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務実施計画作成段階 ②施設整備計画等の精査実施段階 ③受益面積等の整理実施段階 ④総費用総便益比算定資料の精査実施段階 ⑤水収支の試算実施段階 ⑥点検・取りまとめ段階 ⑦その他、監督職員が指示した場合 <p>(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>																		
(配置技術者の確認) 第1-9条	<p>担当技術者は共通仕様書第1-8条によるものとする。</p> <p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、以下によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>																		
(保険加入) 第1-10条	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																		
第2章 作業条件 (参考図書) 第2-1条	<p>この業務の基本的事項に関しては、次に示す参考図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発 行 所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> <td>平成5年3月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（水田）」</td> <td>(社)農業農村工学会</td> <td>平成22年7月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（畑）」</td> <td>(社)農業農村工学会</td> <td>平成27年5月</td> </tr> </tbody> </table>			番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成5年3月	2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（水田）」	(社)農業農村工学会	平成22年7月	3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（畑）」	(社)農業農村工学会	平成27年5月
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成5年3月																
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（水田）」	(社)農業農村工学会	平成22年7月																
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（畑）」	(社)農業農村工学会	平成27年5月																

項目	内容													
	4 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（パイプライン）」	(社)農業農村工学会	平成 21 年 3 月											
	5 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（水路工）」	(社)農業農村工学会	平成 26 年 3 月											
	6 [改訂版] 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株)大成出版社	平成 27 年 9 月											
(作業条件) 第 2-2 条	<p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>													
(貸与資料) 第 2-3 条	<p>貸与資料は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(前歴事業) 国営鏑川農業水利事業 事業誌・完成図面</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>南牧頭首工・下仁田頭首工・中村堰頭首工 水利使用協議図書(現行 水利権)</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度 国営施設応急対策事業 丹生貯水池基本設計取りまとめ 業務報告書</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度 国営施設応急対策事業 鏑川地区事業計画書説明資料作 成業務報告書</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table>				貸与資料	数量	(前歴事業) 国営鏑川農業水利事業 事業誌・完成図面	1 式	南牧頭首工・下仁田頭首工・中村堰頭首工 水利使用協議図書(現行 水利権)	1 式	令和 2 年度 国営施設応急対策事業 丹生貯水池基本設計取りまとめ 業務報告書	1 式	令和 2 年度 国営施設応急対策事業 鏑川地区事業計画書説明資料作 成業務報告書	1 式
貸与資料	数量													
(前歴事業) 国営鏑川農業水利事業 事業誌・完成図面	1 式													
南牧頭首工・下仁田頭首工・中村堰頭首工 水利使用協議図書(現行 水利権)	1 式													
令和 2 年度 国営施設応急対策事業 丹生貯水池基本設計取りまとめ 業務報告書	1 式													
令和 2 年度 国営施設応急対策事業 鏑川地区事業計画書説明資料作 成業務報告書	1 式													
	<p>また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p>													
(貸与資料等の取扱い) 第 2-4 条	<p>第 2-1 条、第 2-3 条に示す参考図書及び貸与資料等の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>(4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。</p>													
第 3 章 作業内容 (作業項目及び作業数量) 第 3-1 条	<p>本業務における作業項目、作業内容及び作業数量は、別紙 1【作業項目内訳表】に示すとおりである。なお、各作業の進捗状況を見ながら、施設長寿命化計画の精査にかかる作業を変更追加することがある。</p>													
(作業の留意点) 第 3-2 条	<p>業務の実施にあたって、特に留意する点は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 第 2-1 条、第 2-3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(2) 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。</p>													

項目	内容
(技術提案の履行) 第3-3条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあたっては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として以下の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ 第3回 中間打合せ 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 (2) 打合せ場所 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所利根川中流支所
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販ファイル綴りで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 (3) 要約版 1部
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、以下のとおりとする。 群馬県高崎市緑町4-10-1 高商ビル2F 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 利根川中流支所
第6章 業務管理 (情報共有システムの業務について) 第6-1条	(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは、別添「業務の情報共有システム活用要領（案）」によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

項目	内容
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条	<p>(3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

令和3年度 国営施設応急対策事業 鎌川地区施設整備計画検討その他業務

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 準備作業			
1) 資料の検討	過年度に実施した調査結果等、貸与資料を把握・整理し、作業計画を検討・樹立する。	1式	
2) 現地調査	本業務の実施に当たり必要となる現地調査を行う。	1式	
2. 施設整備計画等の精査	過年度に作成した施設整備計画等（施設の老朽化対策・耐震対策の対策工法及び概算工事費）について、現況の施設状況等を踏まえて精査を行う。 (対象施設：別紙2)	1式	
3. 受益面積等の整理			
1) 受益面積の更新	過年度に整理した一筆調書と地番図データ（G I S）について、各土地改良区の令和2年度賦課・転用実績、各市町の最新の農地基本台帳等を反映するとともに、受益面積の集計表及び受益図を更新する。	1式	
2) 土地利用状況の更新	過年度に作成した現況の土地利用状況について、1)を踏まえて更新を行う。	1式	
4. 総費用総便益比算定資料の精査	最新の施設整備計画・土地利用状況等と整合が図られるよう、過年度に作成した総費用総便益比算定資料の精査を行う。	1式	
5. 水収支の試算	上記3.により整理した受益面積、土地利用状況等を踏まえて、地域の用水系統を精査し、過年度に作成した水収支計算プログラムの見直しを行い、水収支の試算を行う。	1式	
6. 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	
7. 点検・取りまとめ	上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	
計			

令和3年度 国営施設応急対策事業 鎌川地区施設整備計画検討その他業務

施設整備計画 対象施設一覧表

対象施設	区分	数量	対象構造物・対象区間
南牧頭首工	頭首工	1 箇所	堰柱、取水口、護床、取水ゲート、土砂吐ゲート、管理橋、電気設備（機側操作盤）
下仁田頭首工	頭首工	1 箇所	堰柱、護床、法面、取水ゲート、土砂吐ゲート、洪水吐ゲート、導流壁、管理橋・階段、電気設備（機側操作盤）
中村堰頭首工	頭首工	1 箇所	堰柱、取水口、護床、取水ゲート、土砂吐ゲート、電気設備（機側操作盤）
大塩貯水池	貯水池	1 箇所	取水設備、余水吐、堤体法面
竹沼貯水池	貯水池	1 箇所	取水設備
丹生貯水池	貯水池	1 箇所	堤体・池敷、取水設備、余水吐、流入口
南牧導水路	水路	計 4 区間	
水路橋		2 区間	1号、2号
水路トンネル		2 区間	2号、4号
南1号幹線水路	水路	計 6 区間	
水路橋		4 区間	3号、4号、5号、6号
サイホン（水管橋）		1 区間	4号
水路トンネル		1 区間	21号
南2号幹線水路	水路	計 3 区間	
水路橋		2 区間	2号、3号
水路トンネル		1 区間	26号
甘楽幹線水路	水路	計 42 区間	
水路橋（掛樋）		1 区間	宮替戸
水路トンネル		2 区間	新堀、打越
サイホン		5 区間	鎌川（頭首工）、千沢、小倉沢、中沢川、神成
暗渠		20 区間	6号、7号、8号、8-2号、9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号、20号、22号、23号、24-2号、25号、26号、30号
開渠		14 区間	4号、5号、6号、2-2、2-4、2-6、11号、12号、13号、14号、15号、2-17、17号、2-28